大 個 審 第 ２ ９ 号
（答申第１９４号）
平成２０年８月４日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長　高杉　豊　様

大阪府個人情報保護審議会
会長　　市川　正人

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成２０年８月１日付け府病本第２４１号で諮問のありましたカルテ等診療情報に係る大阪府個人情報保護条例第８条第１項第９号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項の類型諮問事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

１　今後、別紙記載の類型に該当する事案が発生した場合については、当審議会への諮問は要しないが、類型への該当性の判断は実施機関において、厳格に行うこととされたい。

２　類型への該当性を判断しがたい事案や、特に慎重な取扱いを要すると考えられる事案については、当審議会へ諮問することとされたい。

３　死亡患者に係る診療情報の提供状況の概要については、おおむね１年後を目途に、本審議会への報告を行うこと。

別紙

目的外利用・提供禁止原則の例外事項（条例第８条第１項第９号）

１　申出者の要件

診療情報の提供を受けることができる申出者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　死亡患者の配偶者、子、親であること。

⑵　入院時の面会若しくは外来通院時の付添いの状況、カルテ等への緊急連絡先欄の記載又は検査若しくは手術の同意の状況等から、主に患者の世話を行っていたと認められる者で、医師から説明を受けることにより、当該死亡患者の病状、治療等に関する個人情報について知る立場にあった者であること

⑶　不当な目的で当該提供申し出を行った者であることが明らかである場合でないこと

【１⑶該当事例の具体例】

・専ら患者本人又はその遺族等の名誉やその他の権利・利益を害することを目的とするものであることが明らかである場合

２　提供する情報

申出者に提供する情報は、当該死亡患者に係る診療情報のうち、次のものを除く情報とする。

⑴　当該死亡患者が生きているとした場合、申出者に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報。（申出者が知っていると明らかに認められるものを除く。）

【２⑴該当事例の判断基準】

①　死亡患者が生前申出者に知られることを欲しない旨の明確な意思表示をしていた情報

②　死亡患者の疾患に関する情報であって、申出者に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの

（例）過去の性病歴

③　死亡患者の違法行為に関する情報

（例）麻薬・覚醒剤の吸引歴、その他の犯罪歴

④　その他提供することにより、死亡患者の名誉を損なうおそれのある情報

（例）性体験

⑵　提供することにより、申出者又は第三者たる個人の権利利益を害するおそれがある情報

【２⑵該当事例の具体例】
・申出者が実は死亡患者の実子でなかったことを示す情報（申出者が了知していることが明らかな場合等、申出者に精神的苦痛をもたらさない場合は除く。）

⑶　申出者以外の第三者に関する情報であって、当該第三者の同意が得られないもの。ただし、次の情報を除く。
ア　申出者から収集した情報
イ　公務員の職務の遂行に関する情報（警部補以下に相当する警察職員の氏名を除く。）
ウ　医療機関、検査機関及び医師の業務又は職務の遂行に関する情報
エ　保険者に関する情報
オ　保険会社に関する情報
カ　本人の勤務先及び通学先に関する情報